

○赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン

令和2年3月30日

訓令第14号

改正 令和4年2月1日訓令第2号

(目的)

第1条 このガイドラインは、再生可能エネルギー発電設備を村内に設置しようとする者(以下「事業者」という。)が、その設置等の手続に関して配慮すべき事項を定めることにより、周辺環境及び景観との調和、並びに事業者と地域住民の良好な関係構築の持続に資することを目的とする。

(対象)

第2条 このガイドラインの対象は、次に掲げる発電施設(家庭用等自給的発電施設は除く。)の新設及び増設(以下「設置事業」という。)とする。

- (1) 太陽光発電施設
- (2) 水力発電施設
- (3) 風力発電施設
- (4) その他再生可能エネルギー施設

(事業者の責務)

第3条 事業者が設置事業において遵守すべき事項は、関係法令に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害防止の観点から、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律(平成12年法律第57号)における土砂災害特別警戒区域内及び設置箇所の下流域に土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)において指定される地すべり防止区域並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)において指定される急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所への設置は避けること。
- (2) 優良農地を保全する観点から、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)において指定される農用地区域への設置は避けること。ただし、営農型再生可能エネルギー発電施設の設備は除く。
- (3) 景観法(平成16年法律第110号)に基づく北海道景観計画区域のうち、主要な眺

望地からの地域の良好な景観資源については、地域を象徴する保全すべき景観であることから、その景観を阻害するような箇所への設置は避けること。

- (4) 北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)に基づき指定された赤井川村常盤地区水資源保全地域に係る指定の区域及び水道供給施設隣接地への設置事業については、慎重な検討を要する箇所とし、事業者は、計画段階において関係機関と事前に協議を行い、その結果を村長へ報告すること。
 - (5) 国道、道道及び村道の沿線50メートル未満の区域への設置事業については、除排雪等冬期の住民生活への影響が懸念されることから、慎重な検討を要する箇所とし、事業者は、計画段階において関係道路管理者と事前に協議を行い、その結果を村長へ報告すること。
 - (6) 事業者は、設置事業に関する事業計画地の地下埋設物に関して調査を行うものとし、計画段階において埋設物管理者と事前に協議を行い、その結果を村長へ報告すること。
 - (7) 事業者は、設置事業において土地の造成を行うに当たっては、土地の形質変更は最小限とし、必要に応じて土留め施設、排水施設等を設けることにより雨水、土砂等の流出による被害が発生しないよう適切な措置を講ずること。施設を撤去する場合においても同様とする。
 - (8) 事業者は、設置事業の実施に当たって、圧迫感、景観、騒音、振動、反射光、電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退、植栽による遮蔽等により近隣住民の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講ずること。
 - (9) 危険防止の観点から、事業者以外の者が発電施設構内に容易に立ち入ることがないように適切な措置を講ずること。
 - (10) 発電事業を中止し、又は廃止したときは、事業者の責任において速やかに設備を撤去すること。
 - (11) 災害発生時の緊急連絡体制を整備し、村長へ報告すること。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、災害発生リスク、良好な景観の阻害又は自然環境若しくは生活環境への影響が懸念される場合等については、事業者は、関係者と十分に協議し、近隣住民及び周辺環境に十分に配慮すること。
- 2 事業者は、設置事業の計画概要が明らかになった時点で、かつ、設置事業に着

手する30日前までに、説明会又は個別説明(以下「説明会等」という。)の実施により、発電施設の隣接住民、隣接する土地所有者及び発電施設が所在する行政区に居住する住民(以下「住民等」という。)に対して、事業内容を適切に説明するものとする。

3 事業者は、発電施設の増設、事業内容の大幅な変更又は発電事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、説明会等の実施により、住民等に対し十分に説明を行うものとする。

4 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に伴い周辺環境への影響が認められた場合、事故等が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合又は住民等からの苦情、改善要望等があつた場合には、自己の責任において誠意をもつてこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

(令4訓令2・全改)

(事業者の届出)

第4条 事業者は、次の表の左欄に掲げる書類の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に村長へ届け出るものとする。

届出書類	届出時期
再生可能エネルギー発電施設計画書(様式第1号)	事業者において、発電施設の建設計画概要が明らかとなり、住民等への説明会等が可能となつたとき。
再生可能エネルギー発電設備設置届(様式第2号)	事業者において、発電施設の整備が完了したとき。
再生可能エネルギー発電施設増設(改修)届(様式第3号)	事業者において、発電施設の増設(改修)計画が明らかとなつたとき。
再生可能エネルギー発電設備設置事業変更(中止)届(様式第4号)	事業者において、発電事業の内容を変更し、又は中止しようとするとき。
再生可能エネルギー発電事業廃止届(様式第5号)	事業者において、発電事業を廃止するとき。

2 事業者は、前条第2項又は第3項に規定する説明会を開催したときは、再生可能エネルギー説明会等実施状況調書(様式第6号)を村長へ届け出るものとする。

3 事業者は、村から必要な資料等の提出を求められたときは、遅滞なく当該資料等を提出するものとする。

(令4訓令2・一部改正)

(協議及び協力)

第5条 事業者は、設置事業及び発電事業に関して、村及び地域住民から環境、景観等に関する申入れがあつたときは、必要な協議に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、村及び地域住民が実施する環境学習等に協力し、地域振興に努めるものとする。

3 事業者は、常に近隣住民との調和を保つよう配慮しなければならない。

(令4訓令2・一部改正)

(継承)

第6条 事業者において、発電施設の所有権移転等により事業主体が変更した場合においても、第4条の規定による届出を行い、発電事業を開始した発電施設については、このガイドラインに規定する事業者の責務は、継承されるものとする。

(令4訓令2・追加)

(補則)

第7条 このガイドラインは、必要に応じて見直すものとする。

(令4訓令2・旧第6条繰下)

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年訓令第2号)

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電施設計画書

年 月 日

赤井川村長 様

住所
(設置者)
氏名 印
電話

下記のとおり再生可能エネルギー発電設備の設置等を計画しましたので、赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第4条の規定に基づき届け出ます。

記

1	発電設備の種類（太陽光・水力等）					
2	発電出力規模（予定）					kW
3	設置予定地、土地所有者情報及び面積 設置予定地住所 土地所有者情報					
設置敷地面積						
	区分	自己所有	売買（予定）	賃借（予定）	その他	計
	面積 (㎡)					
4	施工期間（予定）		年 月 日～			年 月 日
5	関係法令 (農地法・森林法等)					
6	住民説明会等の状況					
7	担当部署及び担当者					
8	添付書類					発電事業計画概要がわかる書類 発電事業予定地の位置図 会社概要 その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置届

年 月 日

赤井川村長 様

住所
(設置者)
氏名 印
電話

下記のとおり、再生可能エネルギー発電設備の設置等が完了しましたので、赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第4条の規定に基づき届け出ます。

記

1 設置事業名称	
2 発電設備の種別	
3 発電出力	k W
4 年間発電電力量（見込）	k W h
5 設置等場所	
6 設置等面積	
7 設置等完了年月日	

様式第3号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電施設増設（改修）届

年 月 日

赤井川村長 様

住所
(設置者)
氏名 印
電話

下記のとおり、再生可能エネルギー発電設備の増設（改修）の計画がありますので、赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第4条の規定に基づき届け出ます。

記

1 設置事業名称	
2 発電設備の種別	
3 設置等場所	
4 増設（改修）内容	
5 増設（改修）理由	
6 住民説明会等の状況	実施済み（ 年 月 日） 実施予定（ 年 月 日）
7 添付書類	増設又は改修計画の概要が分かる書類

様式第4号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置事業変更（中止）届

年 月 日

赤井川村長 様

住所
(設置者)
氏名 印
電話

下記のとおり、再生可能エネルギー発電設備の設置等に変更（中止）がありましたので、赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第4条の規定に基づき届け出ます。

記

1 設置事業名称	
2 発電設備の種別	
3 設置等場所	
4 変更内容	(変更前)
	(変更後)
5 変更（中止）理由	
6 住民説明会等の状況	実施済み（ 年 月 日） 実施予定（ 年 月 日）
7 添付書類	変更又は中止の概要が分かる書類

様式第5号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電事業廃止届

年 月 日

赤井川村長 様

住所
(設置者)
氏名 印
電話

下記のとおり、再生可能エネルギー発電事業を廃止しますので、赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第4条の規定に基づき届け出ます。

記

1 設置事業名称	
2 発電設備の種別	
3 発電出力	k W
4 設置等場所	
5 設置敷地面積	m ²
6 廃止日	年 月 日
7 撤去完了（予定）日	年 月 日 撤去が完了していない場合は予定日を記入
8 住民説明会等の状況	実施済み（ 年 月 日） 実施予定（ 年 月 日）

様式第6号（第4条関係）

再生可能エネルギー説明会等実施状況調書

年 月 日

赤井川村長 様

住所
(設置者)
氏名 印
電話

下記のとおり再生可能エネルギー発電設備の設置等の（計画・変更・中止）に対し、説明会等を開催したので、赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン第4条の規定に基づき届け出ます。

記

1 設置事業名称		回数
2 開催年月日	年 月 日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分 まで	第 回
3 開催場所		
4 出席者	※出席者名簿を作成し添付すること（様式：任意）	
5 事業者説明 内 容		
6 地元住民の意 見、要望等		
7 地元住民の意 見、要望等に対 する事業者の 回答及び方針		
8 次回説明会等 の予定の有無		

様式第 1 号(第 4 条関係)

(令 4 訓令 2 ・ 一部改正)

様式第 2 号(第 4 条関係)

様式第 3 号(第 4 条関係)

様式第 4 号(第 4 条関係)

様式第 5 号(第 4 条関係)

様式第 6 号(第 4 条関係)